

○松下議長 通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。一般質問を行わせていただきたいと思いません。

まず最初に、質問項目についてであります、市長の市政運営について。

2番目に、障がい者について。

3番目に、水害被災者について。

4番目に、当市の情報公開について。

5番目に、大門池裁判について。

6番目に、行方不明者の現状と対策について。

7番目に、時代認識について。

8番目に、水道料金について、質問をさせていただきたいと思えます。

質問内容については、事前に窓口でお話をしておりますので、略することなく誠実な答弁をまず最初に求めておきたいと思えます。

まず、第1の問題であります。市政運営における市長としてのリーダーシップについてであります。

市長として、さきの選挙が終わりまして、2年を経過をするという、9月を迎えますと2年を経過するわけでありまして。これから、あと2年の任期中における、これからの方針についてということでありまして、まず、前半の総括と、今後の岩出市をどのように導いていくのか、中芝市長の決意をお聞かせさせていただきたいと思えます。

そこで、具体的に質問をさせていただきます。

まず、行政組織運営と市長のリーダーシップについての認識であります。

市長は、1人の政治家であると同時に、行政の長であります。しかし、この政治家の視点と行政の長としての視点が混在することがあると思われまして。市長の考える市長としてのリーダーシップについての認識を、まずお聞かせください。

さらに、市長のリーダーシップには、的確なリーダーシップにより、市民が安心して市政運営を付託できると感じる側面と、市役所内において何百人の市職員の意思統一を図り、事務事業を進める側面とがあります。特に、組織人としてのリーダーシップには、みずからの考えを示して、市職員の意見を取りまとめる能力が必須であります。このリーダーシップが、市役所組織内の信頼関係を築くと考えるものであります、あわせてご見解をお聞かせください。

2番目に市長の権限と補助職員の認識についてであります。

地方自治法第147条において「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」とうたっております。また、同法第148条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」とうたっているのであります。

市長は1人、地方自治体を総括し、これを代表し、管理、執行する権限を持つ、ただ1人の市長であります。市長以下の市職員は、市長の補助職員であり、市長の権限と補助職員の認識を示していただきたいと思っております。市長のリーダーシップとして、人事政策は大きな意味を持つものであります。ある種、経験主義的な部内、課内持ち上がり的人事政策となっていないのか、と考えるのでありますが、この点についてもお示しをいただきたい。また、経験主義的人事政策が横行すれば、縦割り行政の弊害を生む温床となると考えておりますが、この点についてもお聞かせください。

さらに、市職員の年齢構成は、団塊の世代がここ集中することになります。2035年問題として大きくクローズアップされている現状において、行政のサービスは中断することなく、継続性と斬新なアイデアで市民サービスが求められていると、私は考えております。この間、入所して、短期間で退職する職員が、どれだけ岩出市にはおられるのか、ご答弁を求めたいと思っております。

次に、3番目の大きな項目であります。

市長の結果責任と政治責任の認識問題であります。

市長は、行政の長としての行政の結果責任を問われると考えております。これは、作為の結果、不作為の結果の双方について、結果責任を問われることを意味すると考えておりますが、これについてのご見解を示していただきたいと思っております。

後半の2年間、市長にとって重要な年次と考えております。市政運営において結果責任を問われることは、同時に、政治的責任を問われることを意味すると私は考えておりますが、中芝市長の認識をお聞かせください。

次に、4番目に岩出市において今何が問題なのか。課題があるという認識を持っておられるのか。どういう課題があると認識をされているのか。具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

次に、5番目に、これから、そしたらどうすべきか。岩出市の将来あるべく将来の方針についてお聞かせを、まず最初にお聞きしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○松下議長 ただいまの1問目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 少し時間がたっていますが、皆さん、おはようございます。

尾和議員の1番目、市長の市政運営についての一般質問にお答えしたいと思いません。私の市政運営に対する基本姿勢ということで、一括してお答えをいたします。

市長の職というのは、市長選挙によって市民の信任をいただき、地方自治法などの定めるところに従い、職務を遂行することになりますが、市長は、市の代表者として、当然のことながら長期的な視野に立って、公正な市政運営に努め、市民生活の質の向上を目指して最大限の努力をするものであります。そのため、私は、市政運営における基本方針として、「自主財源の確保」「まちづくり」「対話と協調」の3項目を掲げております。

また、岩出市で発生する全てのことに対しては、岩出市が責任を持たなければならないと考えておりました、これまでも真摯に対処してきたつもりであります、議会においても、執行部が提案する議案の審議などにおいて、ご意見、ご指摘をいただいておりますので、その役割の一端を担っているということをご認識いただきたいと思います。

私は、市制施行9年目の岩出市は、あらゆる部分において発展途上にあると考えております。私には、市長としての任期がありますが、岩出市は半永久的に存続していくわけですから、職員には岩出市を守り抜いていけるよう、引き続き、能力向上に取り組んでいくよう、指導してまいりたいと考えております。岩出市のあるべき将来の方針については、長期総合計画に掲げたとおりでありますので、岩出市長としての任期期間中は、長期総合計画に掲げる将来像の実現を目指して努力してまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の一般質問にお答えいたします。

まず、縦割り行政の関係でございます。行政事務につきましては、それぞれの分野で専門性を発揮し、また、責任と権限を明らかにできるように部局ごとに基本として業務に取り組んでおります。縦割り行政の弊害生じないようにということでございますけれども、部局間を超えた横の連携を図りながら、市民の皆様方のニーズにお答えできるように取り組んでございます。

それから、退職者、短期間の退職者の関係ですけれども、平成23年で2名、平成24年で2名、平成25年で3名でございます。

それから、職員の年齢構成につきましては、10歳刻みでございますけれども、18歳から29歳まで65名、20.1%、30歳から39歳、77名、23.8%、40から49歳、96名、29.7%、50歳以上、85名、26.3%、以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、具体的にお聞きをしたんですけれども、それについてはないということで、全く理解ができないんですが、議会と行政のあり方についてもお聞きをしたいと思うんですね。議会というのは二元代表制ですから、市長に厳しいことを言うことも当然あります。そういう中において、議会と行政との立場において、岩出市の行政が正しく運営されていくということが求められていくというふうに思うわけでありまして。

私は、市の組織そのものについて、やはり先見の目を持って、今、市長も言われましたが、岩出市においては、市長が変われば岩出市がなくなるわけではありませぬ。50年、100年のスパンで物事を考えて、行政運営をしていく。今、最適なことは何をすべきかというのが、現在おられる中芝市長の残された2年間であろうと思うわけでありまして。

そういう意味から、もっと具体的に、市長が今抱えている問題、長期総合計画の中で示しているからということじゃなくして、どういう問題が岩出市にあるのか、課題としてどういう解決策をしていくのか、この点について、もう一度、具体的にお聞きをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問についてお答えいたします。

今後2年ということで、まちの課題はどうかという、こういうご質問でございます。長期総合計画の前期基本計画、これは平成27年度末を計画期間としたものでございます。この基本計画の中に、まちの基本課題として掲げてございますので、この点については、完了年度まで進めていきたい、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総花的で、具体的に聞いたにもかかわらず答えない。こういう姿勢というのは、やっぱり市民に対して失礼に当たると思うんですね。私は、具体的に聞いたことについては、具体的に答弁をするという、こういうキャッチボールのやり方が、議会における健全なる姿勢であろうと、姿であろうというふうに思うわけであ

ります。

なぜ、私はそれを言うかといいますと、3月議会において、私の質問に対して中芝市長は「いいかげんにせよ」という、この議場内で発言をされました。これはゆゆしいことなんですね。今、東京都議会において、ある議員が、女性の質問に対して、質問したことによって、大きく世界的にも取りざたされております。なぜそういう姿勢が出てくるのか、私は謙虚でなければならないと思っております。

この議場において、品格ある行政のこの最高の決議機関であるこの議会が、こういう実態にあるということは、許しがたいことであるというふうに私は考えております。その上で、具体的に質問をし、具体的に問われたことについては、答弁をする。これがあるべき姿だろうと思うわけであります。その点についてお聞きをしておきたいと思っております。

それから、人事政策のところ、総務部長のほうから答弁をいただきました。これは、意欲ある人材が前向きに仕事をしようとするほど、魅力を感じない組織となっているのではないかとということで、各地方公共団体の中で、入所して短期間で岩出市においても3名、2名、3名の方が、希望と夢を持って岩出市職員として採用されながら、短期間で退職される。これはなぜかということをお考えますと、有能な人材、職員、こういう財産を、給与というコストをかけながら、失うことになっているのではないかとこのように思っているわけであります。新しく岩出市に就職されて、職員として、これから市民のために一生懸命頑張ろうという人たちの意欲をそぐような人事政策、職場の雰囲気があるのではないだろうか、私は危惧をしている点があるわけであります。そういう中において、今後、人事政策についての方針も再度お聞かせをいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の抱えている課題等についてはたくさんございますが、これは、私以下、補助職員が市長の指示に従いながら、精いっぱいこの岩出市の市民の福祉向上、市の発展に向けて取り組んでまいりたいということ、まず申し上げておきます。

それから、私が補助職員のトップということで、2年余り、私が岩出市にお世話になってからの私から見た市長ということで、少しお話をさせていただきます。

当然のことながら、この自治体の首長というのは、まず健康で、体力に自信がなくてはできない職だというふうに思います。中芝市長の場合も、年中ほとんど休む

ことなく、市の発展のために思い切り尽くされているというふうに、その市長の姿を見て感じてございます。

それから、国とか県のこの、特に、幹部職員等とこれまでの間、築かれてきたこの人脈、これは強烈な人脈を築き上げてこられたんだなというふうに感じています。市長自体が民間企業出身者ということで、私どもにない経営感覚というんですか、視点を持たれております。特に、この岩出市の健全財政、これを常々思ってもらえまして、みずからが、毎年、国等に出向いて積極的に交渉する中で、岩出市の財源獲得にも努めてきておるといふふうに考えております。

それから、トップダウン的な部分もありますけれども、これについては、私は、従来の価値観や仕事のやり方で経験を重ねてきた市の職員が、ある程度いや応なく発想の転換を迫られるんじゃないかという意味も含んでいるというふうに思っております。市の職員は、日夜一人一人、非常によく頑張ってくれておると私は見ております。これから、職員一人一人が地域のこと、それから住民のこと、今は声なき将来世代のことを真剣に考え、対話を繰り返しながら、特に、市長の思い、方向感、こういったことを共有するというのが、非常に大事だと思いますし、我々行政のプロとして、道筋を誤らないよう根拠を明確にした選択肢を市民に示していく。こうしたことが非常に大切であると私は考えてございます。市長を補佐する立場として、これから職員の意識改革を初め岩出市の発展に向けて、職員自体も生き生きとこの職務に取り組めるような、そういう環境も私なりにインプットしながら、仕事をしたいというふうに思っております。

以上です。

それからもう一点、人事の関係で、採用後1～2年で退職する職員が出ているということなんですが、これは、ほかの自治体、あるいは県でもこうしたことが生じております。一概に退職、職場のムードがとかいうようなことで退職をするというふうに私は思っておりません。それぞれ、さらにこの自分が目指すところに向いて進んでいきたい。そういった若手職員も数多くあることを申し添えておきたいと思っております。

○松下議長　市長。

○中芝市長　尾和議員の再々質問、岩出市の問題点、それにつきましては、先ほどから申し上げてますとおり、長期総合計画に総花的に上げてございます。これを一つ一つ計画的に処理していくことであると思っております。そら、問題はいろいろあります。まず、バランスのとれたまちづくり、進めてまいりたいと思っております。

○松下議長 これでは、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

2番目の質問は、障がい者、社会的に弱者である障がい者の問題について質問をさせていただきます。

ここで、特に問題にしているのは、国等において、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が、平成25年の4月から施行をされております。昨年の4月からであります。地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう、努める責務が定められているのであります。よって、岩出市において、その取り組み状況についてご答弁をいただきたいと思っております。

具体的に質問をさせていただきます。

まず第1点は、当市における障がい者数の人数と、就労施設はどのくらいあるのかについてであります。

2番目に、調達方針の策定、公表及び方針はどうされているのか、公表されているのかどうか。

それから、3番目に、また、岩出市職員の雇用実績、これは法定で決まっておりますが、障がい者の法定雇用率の引き上げによって、岩出市の職員においてこの法律をもって定められたように、雇用実績についてお聞きをしたいと、実態をお聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の2番目の障がい者についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目、障がい者の人数と就労施設はどのくらいあるのか、についてでございますが、岩出市の障がい者の人数につきましては、平成25年度末で身体障害者手帳保有者が1,804名、うち18歳以上の方が1,755名、療育手帳保有者が364名、うち18歳以上が210名、精神障害者手帳保有者が248名、うち18歳以上が243名となっております。

岩出市の障がい者が利用している就労施設につきましては、就労移行支援事業所が7カ所、就労継続A型事業所が10カ所、就労継続B型事業所が16カ所となっております。

次に、2点目の調達方針の策定、公表及び方針はどうか、についてでございますが、本市におきましては、平成26年4月1日に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて方針を定め、公表したところでございます。

方針の内容は、本市の全ての部局が発注する物品等の調達を対象とすること、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を市内各部局へ提供すること、この情報に基づき、各部局において可能な限り障害者就労施設等への発注に努めること等となっております。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番、障がい者についての2点目ですけれども、市役所の障がい者の雇用状況についてです。

市役所の障がい者雇用実績につきましては、平成26年6月1日現在で4名であります。実雇用率は2.46%であり、国が定めております法定雇用率は2.3であることから、達成をしております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 生活福祉部長のほうから今ご答弁をいただいたんですが、ちょっと聞き取りにくかったんでもう一度確認しますと、調達方針の作成公表については、26年の4月1日に公表したという理解でいいんでしょうか。私は、これは施行されたのが25年の4月1日ですから、少なくとも2～3カ月のうちに作成をして、公布されたのがその前ですから、施行と同時にこういう政策というのはきちっとプログラムを組んで、決定をしておくべき問題と私は考えております。それについて、まずお聞きをしておきたい。

それから、実績ですね、各担当課において、各部においてそういうふうにしなさいということではありますが、今日までの実績については、各部でどのような実績があるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、岩出市職員の法定雇用数ですね、これについては、達成をしているからというご答弁でありました。達成していることについては、それについては、是とするものであります。雇用率を達成すると同時に、さらに可能な限り、これは最低限ですから、可能な限り、そういう身体障がい者の就労にできる範囲で雇用をしていくと、さらに雇用枠を広げていくと、そういう取り組みをどのようにされて



いくのか、その方針をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

公表が、施行より1年経過しているというところで、なぜ1年おくれたのかというところがございます。岩出市におきましても、平成25年度に準備にかかったというところがございますが、施設側において、購入可能物品のパンフレット等も未作成であったということで、庁内各部への物品等の周知が困難であったということで、平成26年4月1日からとしたものがございます。

それから、実績でございますけれども、合計金額を申し上げてよろしいでしょうか。

わかりました。税務課のほうで4万1,475円、長寿介護課で20万4,500円、生涯学習課で45万922円、福祉課で16万2,750円と38万5,875円、市といたしまして、合計で124万5,522円というのが平成25年度の実績でございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

障がい者の雇用実績についてでございますけれども、平成25年4月1日から地方公共団体の法定雇用率が、ご承知のとおり2.1から2.3%と改定されております。それに伴いまして、26年4月1日から1名職員採用して、現在、法定雇用率をクリアしているということです。法の趣旨からいたしますと、障がい者の雇用率を下回らないようにという指導でございますので、その趣旨にのっとり対応してまいりたいと思います。

○松下議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 今後の方針もあわせて聞いてるんで、今後どうしていくのか。これ以上、これをせんのか、どうされるのか。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 先ほども答弁させていただいたように、法定雇用率が2.3%ということですので、その率を下らないように今後対応をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、生活福祉部長ね、今、実績について報告いただきました。それはいわゆる公表は26年の4月1日でしょう。公表策定して、このようにしなさいよと、その前に、25年度の分についてはこれだということですから、何も政策的にやったということじゃないんですよね、この数字については。ある意味ではね。

だから、25年の4月1日に公布されてるわけですから、少なくとも事前に持ちながら、公布と同時にその体制をなぜつくらなかつたのかということ、私は言うてるわけで、そこら辺の進捗というんですか、取り組みが非常に悪いなど。

やはり、そういう意味では、ちょっと手を抜かれたんかなという嫌いがあるんですが、ますますこれから、これはなぜそう言うかということ、そういう施設の人たちは非常に就労施設、A型、B型というのがありますけれども、やはり仕事がなく困っておられるんですよ、実際のところはね。

そういう意味で、こういう光景を地方団体が、そういうところから仕入れをして、そういう人たちに仕事を回していくということの大切さをうたった趣旨でできた法律でありますから、そこら辺も含めて、今後、なお一層、これに倍してそういう機会をなるべく多くとっていただいて、拡大していただきたいということをお願いしておきたいと思います。これについてお聞きします。

それから、雇用率の問題ですが、総務部長ね、私はそれで満足されているのかということ、聞いてみるわけですよ。雇用率は2.3%やから、もうこれ以上雇用しないよということなのか、雇用率を達成して、さらに、その雇用できるような職種があるならそこには雇用、ちょっと静かにしてください。ちょっと注意してください。耳ざわりでしゃあない。議長。ちょっと議長、注意してください。

○松下議長 議長からお願いします。私語を慎んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○尾和議員 さっきの続きなんですが、そういう機会を設けて、必要などころには拡大していくという方針をやっぱり持つべきだと、私は思ってるんですけども、その答弁を、もう全然雇用率を達成したら、もうそれ以上必要ないんだという考えなのか、いや、必要などころ、さらに、これ教育委員会等も国、地方公共団体等ですから、教育関係も全て含んでるんですけども、そういうところについては、あればそういう、ここはいけるなというところであれば、ふやしていきますという姿勢がとるべきやと思うんですけども、その点について再度確認をさせてください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

公表の時期がおくれているということについて、当然、法自体が25年4月から施行されているということで、そこはそこで反省もしなければいけないところがあるかと思いますが、市といたしましては、公表はできていなくてもその法の趣旨を踏まえて、25年度の実績ということにつながったものと考えてございます。また、平成26年度におきましては、平成25年度の実績を上回ることを目標としてございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在の率で満足してるのかということでございますけれども、法定雇用率2.3クリアしておりますので、満足云々という話ではないのかなと思っております。達成してると考えております。

それから、今後どうするのかというふうな話でございますけれども、法の趣旨から言いますと、公共団体においても障がい者等を採用し、この雇用率をクリアするように、下回ることはないようにという通達が出ておりますので、この趣旨に基づいた考えで、先ほど答弁したとおり、対応してまいりたいと思っております。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、水害被災者問題についてであります。

これは2年前、昨年とあわせて2回災害に、水害災害に遭われた方の件であります。25年の9月16日から17日にかけての台風18号による豪雨によって、被災者は2年を経過をしております。いまだに心の痛みはいえておりません。今でも雨が少しでも降れば、そのときのことを頭の中でフラッシュバックとしてよみがえり「不安がある。」と言われております。夜は枕を高くして眠れないという状況にもあります。

このような状況を、岩出市としてなるべく早く解消していくと、一日も早く改善をさせて、解消していくということが求められていると思っております。被災者の立場に立って対策をしていくことが重要であると考えておりますし、そのときには、皆さんの出されている要望を率直に聞いて、対処していくという姿勢が当然あるべきだと思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、山崎・船戸地区及び岡田地区の被災戸数についてどうであったのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、その後の抜本的対策というのは進められてると思うんですが、どこまで現在進んでいるのか、進捗状況についてご答弁をいただきたいと思います。

3番目に、被災者にとって一番問題なのは、精神的な不安定ですね。PCSDといえますか、そういう状況に置かれると、先ほども申したように、現状としてはそういう状況にある。ここら辺をどのようにしてケアしていくのか、将来、これはどこで起きるか災害はわかりません。大小にかかわらず、そういう人たちに対する心理的なケアというものをどうしていくのかということが求められると思うんですが、それについてお聞きをしたい。

それから、被災をしますと、当然その家屋というのは資産価値が低下をします。二度とそういう水害に遭ったところで「もうここでは住みたくないわ。」と言いながら、売りに出しても売れない状況にあるわけですね。もし、家屋を売る場合。そういう現状を踏まえると、できることは、岩出市でできることは何かということを考えてみますと、そういう被災者に対しては、固定資産税等の減免をやはりやるべきではないだろうか。市長がその判断をすれば、その対象外、対象に入れることもこれは可能やと思うわけでありまして。そういう人たちのかすかな願いをやはり聞いて、減免対象にしていくということが大切やと思うんですが、その減免対応についてどのようにお考えなのか、まず、最初にお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、水害被災者についての1点目、山崎・船戸地区及び岡田地区の被災戸数はどうか。についてでございます。

昨年の台風18号において、山崎・船戸地区で床上浸水12戸、床下浸水39戸であります。岡田・溝川地区については、床上、床下浸水はございません。

それから、3番目の3点目、被災者へのケア及び固定資産税の減免対応はどうか。についての固定資産の部分でございますけれども、議員ご質問の被災された固定資産の減免につきましては、岩出市税条例第71条第1項第3号で、市の全部または一部にわたる災害、または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産で、市長において必要があると認めるものについては、減免するとしてございます。

しかしながら、国の事務次官から、災害被災者に対する地方税の減免措置等につ

いての通知があり、この中で、被災者が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについては、減免の措置を講ずることとする。とありますので、昨年度の災害に対して、今年度での減免はできません。以上です。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員のご質問の3番目、水害被害者についての2点目、その後の対策はどのようになっているのか。についてお答えいたします。

まず、山崎・船戸地区についてですが、紀の川の水位上昇による浸水対策として、山崎排水ポンプφ（パイ）200、3台を設置して対応してまいりましたが、昨年9月の台風18号では、排水ポンプの能力を上回る想定以上の水量でありました。現在、市といたしましては、紀の川に直接放流する等の計画を立て、検討しております。

次に、岡田地区につきましても、県管理河川の古戸川の浸水対策として、古戸川排水ポンプφ（パイ）500、2台とφ（パイ）200、1台を設置し、対応してまいりましたが、同じく排水ポンプの能力を上回る想定以上の水量でありました。このことから、県に対して浸水対策を強くお願いしているところであります。

また、農林水産省が実施する国営総合農地防災事業において、紀の川市、旧打田町から岩出市岡田地区に流れ込む藤崎井支線水路の水を、岡田樋門から紀の川に直接放流する計画を立てていただいております。今年度実施設計に入ると伺っております。今後も、同事業について関係機関と協議を進め、早期着手を強く要望してまいります。

なお、市内どこでも対応できる排水ポンプ車の購入につきましては、国の交付金を活用して総排水量毎分30トンのポンプ車を購入してまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の3点目、被災者へのケアについてお答えいたします。

災害等つらい体験の後には、心身に思いがけないさまざまな変化が起こることがあり、身体的な健康管理とともに心のケアに関しても、きめ細やかな支援が必要となります。市では、乳幼児から高齢者までを対象に、毎週月曜日9時半から11時まで、保健師や栄養士による健康相談を行っており、必要に応じて、医療機関や保健所の心の相談を紹介することとしてございます。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

まず、第1点であります。被災戸数については実態そうなる。これは、過去にも小田井用水あたりで水害に見舞われて、市全体としてプログラムを組んで調査をされる。この進捗状況について、まず、お聞きをしたいと思います。どこまで進んでいるのか、遅々として進んでないのか。

それから、抜本対策についてであります。このポンプ車購入で対応できるということなのか、1台だけで対応できることなのかという点があります。

それから、山崎樋門なんです。この件については、非常に問題があって、現在、国、県が対応しとると思うんですが、その件について、現在の進捗状況ですね、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、被災者の精神的なケアの問題ですね。今、部長はご答弁をいただきましたが、いわゆる乳幼児とか児童という、これは限定されたものなのか、それとも大きく幅を持って、こういう人たちに対しても、ケアの心理的な相談を受けるということの対象として含まれているのかということもお聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税の減免の問題であります。今、総務部長は、よく答弁がわからなんでしょうが、25年度にやったらそれはできるということなのか、26年度はもうやってないよということなのか、25年度でもう実施をしたという理解でいいのか。

これは、もう条例で、71条で、市長の権限でそういう対象者を対象することもできるということになってるよということですから、市長ね、これは、真剣な問題として、これからの問題も含めて、こういう被災された人に対しては、やっぱり少しでもその思いに応じていくと、そんな財政的な負担というのは何百万円もかかるわけじゃないわけですから、単年度、翌年度ですね、そういうものの対応については減免の対象にしていくよというように規定で設ければ、要綱等で設ければできる範囲の問題でありますので、まず、そこら辺についてお聞かせください。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

相談の関係でございますけれども、保健福祉センターのほうで行っている相談につきましても、小さい子どもからお年寄りまで、全ての市民を対象ということでございます。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

固定資産の部分でございますけれども、25年度中に申請しておればどうかというご質問かと思えます。条例上においては、当該年度に申請をいただける、申請はできるとなっております。ただし、水害における減免については、床上浸水だけでは非常に難しいと、当該家屋の10分の2以上の価値を減じたと判断できる場合のみ、減免となっております。

以上です。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、ポンプ車1台だけで対応ができるのかということについてですけれども、1台だけで市内全域全てを対応することは不可能であります。ただ、1台購入することによりまして、これまでの対応に重ねていたしますので、軽減が図れるものだと考えております。

それから、山崎樋門の進捗状況につきましては、実施するに当たる予備設計を現在行っているところでございます。

もう一つ、浸水対策の進みぐあいについてですけれども、これにつきましては、先ほど答弁いたしました国営総合農地防災事業との調整がございますので、協議を進めているところでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総務部長ね、私ちょっと理解ができないんですが、25年度中に申請をしておけば検討する対象になったけれども、今回のあれについては、床上、それから破損の程度がそれに該当しないから、もし出されても減免の対象にはなりませんよという理解にとっていいんですかね。それなら、そういう仕組みというのが知らないんですよね、市民は。どうしたら、これ減免対象の中になるのかという、ここら辺は、その際に、やはり、市職員の担当者は、やっぱりやるべきではないかなと、事前にね。こういう制度がありますよと、これについては、こういう規則があるのでということなんです。

いずれにしても、そのハードルがあって、そのハードルを超えないと、減免対象にならないということなんでしょうけれども、やはり、そのハードルをなるべく下げて、床下、床上というのは、床上はひどいところになったら、床上1メートル

ルぐらい低いところはおかかるとるわけですね。少ないところは、それは床すれすれのところもあったでしょうけれども、それが2回起きてるんですよ。山崎・船戸地区、これ市長の地元ですよ。地元の人がそういう「中芝市長さん、地元やのにもっとしっかりやってよ。」というこの切実な声に、市長がみずから地元の問題、岩出市全体の問題ですけれども、そういう声にやっぱり率直に応えていくと。

これから起こり得る災害についても、そういうことがあったら、前向きに減免の対象に加えていくというような取り組みが、私は、一方で税収ばかり上げていくんじゃないでして、一方ではそういう対応、市民に優しい対応の仕方、心こもる対応、少ないですけれども、そういう減免制度を利用して対応していただきたいと、それが市民が求めている声ではないかなと思うんですけれども、これについて、最後になりますのご答弁をいただきたい。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の前段の申請の部分でございますけれども、年度が過ぎておれば対象となりませんので、当該年度中に申請はできるということでございます。当該年度中に申請した場合に、先ほど私申しましたように、水害による床上浸水だけでは、家屋に対する損害の価値率が10分の2以上と減じたと判断することは、非常に難しいということで、減免の対象にはならないということです。

それから、2点目の話ですけれども、こういう制度についてのPRでございます。これにつきましては、市の広報紙であるとかウェブサイト、市のホームページですね、この、それ以上に載せてまいりたいと思います。

それから、最後に、減免基準についてでございます。

これにつきましては、議員おっしゃられるように、被災を受けた各地域の方々、私も面談させていただいて説明会等も参加しました。非常にご理解、大変なことは十分認識しております。

減免の基準についてですけれども、この制度については、いろいろ他の市町村の状況もありますし、その床上、床下、あるいはゲリラ雨との関係もございますので、国の基準なんかも出ております。そういうふうなものを参考にして、他の市町村の状況も勘案しながら研究をしてみたいと、このように考えてございます。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。



午後 1 時 30 分から再開いたします。

休憩 (12 時 10 分)

再開 (13 時 30 分)

○松下議長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

尾和弘一議員、一問一答方式で 4 番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、当市の情報公開について行います。

まず、第 1 番目に、岩出市庁議の問題についてであります。3 月議会において、庁議は岩出市の政策決定する重要な会議であり、この会議で決定されたことは、岩出市民の生活にとって最も関連するものであります。

また、この会議については、会議録を作成して市民に公開すべきであると質問をいたしました。そのとき、岩出市は、会議録の作成については重要事項、市の施策、あるいは業務等の意思決定を審議した場合は作成をしていると、ホームページ等での公開はしていない。幹部会議において協議した内容について、公開または傍聴を考えていないと答弁をされておりました。

その後、私は市の情報公開条例に基づいて請求したところ、岩出庁議の公開を文書でしてきました。しかし、その公開した文書を見ますと、議題のみであり、決定した内容は、全く記載されておられません。市民が一番知りたいことは、決定事項であります。なぜ、具体的決定した結果の記載がないのか、まず答弁を求めたいと思います。

次に、指定管理者の公募選定結果についてであります。

さきの 3 月議会で、同僚議員が、さぎのせ公園の指定管理者選定結果について、もっと具体的に公開すべきだということを申し述べておられました。私も当然だと思っておりまして、その後、これも情報公開条例に基づいて、個々の委員の採点及びその業者名についての公表請求をいたしました。異議申し立てをしたところ、岩出市は、その採点結果並びに業者名については、伏せておりましたが、各委員の採点結果について公開をしてきました。

しかしながら、この公開した内容については、まだまだ不十分な点があります。当然、市の情報は、市民の情報でありますので、市民と協働して岩出市をつくっていく上では、市の決定事項、情報公開というのは欠かすことができません。その際、私は、業者名、あるいはその業者選定に至る前の経過についても、具体的に求めておりましたが、それについては、業者に対して公募の段階で公開すると言っていない

いので、その結果については公開できないと。次回からは、そのようなことのないようにしていきたいという了解を得ましたので、その後、異議申し立て並びにこの問題については、一応取り下げをしましたので、その後の方針、これからの方針について、具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、4の3であります。安全衛生委員会の開催についてであります。これは、過去の一般質問において、安全衛生委員会の問題について、私は質問をしております。その際に、安全衛生法に基づいて、委員会並びにその他のやるべきことについては、コンプライアンス、法に従ってやるべきだということを示唆してまいりましたが、情報公開条例に基づいて請求した中身は、全く不十分なものであります。法にのっとってなぜしないのか、具体的に今後どうしていくのか、その点についてご答弁をしていただきたいと思います。

それから、4番目に、情報公開条例審査会の委員のメンバーの件であります。この委員のメンバーについては、会長以下5名の方が、情報公開条例でも続いて請求したところ、出てまいりました。

しかし、会長である月山弁護士が会長になってるということでもあります。本来、委員の構成は市とかかわりのなく、公平、中立であるべきものであります。なぜ、岩出市のメンバーの中に、顧問弁護士が会長として、この審査会の委員に座っているのか、年間顧問弁護士報酬として片手で150万円をもらい、片手で情報公開審査会の会長を務めるということについて疑問でなりません。この問題について、市はどのような見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の情報公開についてのご質問1点目、庁議の公開についてお答えいたします。

庁議の会議録については、岩出市会議録作成要綱に基づきまして、同要綱第6条に指定されている様式により作成をさせていただきます。会議結果につきましては、会議録に記載したとおりであります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番の2点目、指定管理者の公募選定結果について、非公開部分があるが、今後どうするのか。についてお答えいたします。

公募選定結果につきましては、選定に当たって、審査の公平性及び平等性を高めるため、また、市民の理解を得るため、今後、公募選定結果の公開に向け現在ルー

ルづくりに取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の安全衛生委員会の開催について、回数及び職場巡回でのチェックについてでございます。

現在のところ、衛生委員会を8月と2月の年2回開催しており、その際、産業医による職場巡視を行っておりますが、その際の指摘事項はございません。また、毎月衛生管理者による職場巡視を行い、職員からの要望等を受けており、要望内容は随時、総務課において聞いてございます。

次に、4点目の「情報公開保護審査会のメンバーについて」でございます。

審査会の委員につきましては、岩出市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第3条第2項において「制度に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。」となっております。この規定に基づき委嘱しており、何ら問題はないものと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、庁議の問題であります。これは私が質疑、質問した内容と全然全く別の答弁をされてるんで、こんな同じような繰り返しをするのは、全くとんち問答みたいになるんですが、会議録というのはどういうものかであります。庁議における決定事項、これが前回の3月議会については公開しないと、一般市民に公開すべきものではないと、府内で各担当課で意思疎通した後、公開すべきであるということであります。私は、そうじゃないですよということを主張して、今日まで来て、この条例に基づいて請求したら、公開をしてきたわけであります。

公開した中身が、何々の議題について、何々の議題について、議題だけしか書いてないわけです。その議題を幹部連中、岩出市の幹部が集まって、何々についてどうしましょうかということで、その内容検討をされて、決定されとると思うんですよ。決定されてないんであれば、こんな庁議なんて意味ないですよ。そこまでの議事録をつくってないんですかと、私は不思議でなりません。

決定した内容を、それに基づいて市は、市長をトップに各職員が動いておるわけですね。そうじゃありませんか。これ、情報公開に基づいたら、副市長が最後に印を押されてますよね。議論をして、決定をして、それに基づいて各業務を遂行しているということになって初めて、幹部会というのは存在するわけです。なぜ、そういうような内容だけしか公開しないのか。決定もしてないのか、その点について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、さぎのせ公園に関する指定管理者の公募の問題であります。随時、検討しておるところだということではありますが、それはいつごろ集約されて、市民に公開されるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生委員会の問題であります。私が質問したのは、法にのっとってやるべきだということをはっきり言っているわけでありまして、なぜ、まともに答えられないのでしょうか。安全衛生委員会を開催する委員会は、月に何回しなければならないのか。それから、産業医はどのような業務をしなければならないのか。それから、産業医の認定に当たってその是認である産業医というものはどのようなものなのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生委員会は、定期的に、衛生委員会については、少なくとも第11条で、少なくとも毎週1回作業場を巡視して設備、作業法等々について必要な措置を講じなければならないとうたっているわけでありまして。産業医についても第15条で、少なくとも毎月1回作業場を巡視して、これも同様に必要な措置を講じなければならない。これは努力規定ではありません。しなければならないと、拘束されたものであるわけでありまして。今後、これに基づいてするのか、それから安全衛生委員会を毎月1回開催してない。これについての点と、それから、今申し上げたその議事録の保管について、再度お聞きをしたいと思います。

それから、情報公開審査会のメンバーの件であります。何ら問題ないんだと言われました。民法の108条に利益相反行為は禁じております。さらに、826条等々についても、860条についても、いろいろな後見人の問題も含めて、利益相反する行為の立場にあるものは、その任にあらずということをはっきり言っているわけでありまして。メンバーの交代を求めたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、庁議の位置づけでございますけれども、これについては、議員のご指摘のとおりであります。

庁議の中でですが、これは報告事項が多い中で、審議に付したものに付きましては、その結果を記載をしております。それから、記載の仕方につきましては、会議録作成要綱第5条の規定によりまして、要点記録ということとしてございますので、何ら問題はないと考えております。

それと、その市民への周知ということをおっしゃられておりますけれども、市民の皆さん方にお知らせするということになりますと、その会議結果だけをお知らせするというだけでは足りるものではないと考えています。例えば、こういうイベントをやりますよということについては、市民の立場から考えてみますと、日時や場所とか内容とか、いろいろなそういう詳細にわたっての部分を知りたいんだと、そういうことだと思っています。

そやから、会議で検討した結果だけをお知らせするというだけでは、誤解や混乱を生じることが想定されますので、市民の皆様にお知らせするに当たっては、担当課において詳細まで検討した上で、詳しくお知らせするのが当然であると、このように考えています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のさぎのせ公園の関係の指定管理者の件でございます。

ルールづくり、いつごろできるのかについてでございます。本年度中に近隣の自治体の公表状況等を鑑みた上で、公表に向けてルールづくりを行い、平成27年度から指定管理者の選定結果を公表してまいりたいと考えております。

それから、2点目の安全衛生委員会の関係でございますけれども、産業医による職場巡視、衛生委員会の開催の件でございます。

職場巡視については、議員おっしゃるように、労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医は少なくとも毎月1回、作業所等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置をとらなければならない。

また、衛生委員会については、同規則第23条第1項において、事業者は、安全委員会、衛生委員会、または安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにならなければならないと、このように規定されております。ご指摘のように産業医と調整をして、職場の衛生管理の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、3点目の情報公開審査会のメンバーに月山さんが、利益相反行為ではないのかという件でございますけれども、法律の専門家でありますので、法令等の運用とか解釈、これについて適正な指導判断を現在いただいておりますので、法律を曲げてまで市を擁護するようなことはないと考えており、情報公開については適正に解釈、判断されており、市に誤りがあればただしていただける中立性を持った方だと思っております。

それから、違反行為についてですけれども、顧問契約は、市と月山桂先生との契約でございます。情報公開審査委員会は、月山純典さんでございますので、同率の法律行為ではないと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

○尾和議員 答弁漏れてるんで。

○松下議長 どういうこと。

○尾和議員 1週間に1回巡視せいということを使うとんねん。答弁してない。するんか、せんのか。

○松下議長 答弁できる。

総務部長。

○佐伯総務部長 衛生委員会については、8月と2月の年2回しか実施しておりません。そのほかは実施しておりません。

そのほか、法令に基づく巡視については、産業医との関係もございまして、調整の上、職場の衛生管理の巡視等に対応を、委員会等で協議してまいりたいと思います。

衛生管理者の巡視についてでございます。

現在のところ、実施しておりませんが、実施できるように努めてまいりたいと思います。

○尾和議員 議事録ね、3年間保存しなあかんけれど、ちゃんとやってるんかということに対して答弁してください。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 先ほどの尾和議員からの質問内容の中には、会議録3年の話は、質問の中になかったと思います。会議録の3年保存については保存しております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 情報公開審査会のメンバーのことについては、これは、私のほうから異議申し立てしておきますが、月山桂というのは親で、息子さんが顧問弁護士ということでしょうけど、同じ屋根の下で親子関係の立場でありながら、そういう詭弁を使たら私はいかんと思いますね。それについては、改める意志がないということで承っておきます。

○松下議長 答弁よろしいですか。

これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 大門池の裁判の件であります、3月議会で質問した後、その後、大門池、新池の裁判、所有権の裁判についての最高裁のその後の申し立てに対して、受理されたのかどうかについて、ご答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員ご質問の5番、大門池の大門池訴訟の最高裁についてのその後の経過はどうか。受理されたのか。についてお答えいたします。

平成26年3月25日付で、最高裁判所から記録到着通知書が届いております。上告受理、不受理の判断は、これから最高裁判所で審理されることになっております。

○松下議長 再質問を許します。

これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 行方不明者の現状と対策についてお聞きをしたいと思えます。

まず、岩出市における成人及び乳児、児童等、未成年者の行方不明者数の現状についてどのように把握されているのか、お聞きしたいと思えます。

それから、母子手帳の発行とその後の出生に差異はないのか。残念ながら過日、沼津市の海岸で女兒遺棄事件が発生しました。岩出市においてもヤマダ電機において乳児が遺棄されてるといような状態がありましたが、それについての同様にその関連して質問をさせていただきます。

それから、成人行方不明者のうち認知症と思われる人数、その他の内訳についてお聞きをしたいと思えます。

3番目に、行政と警察との連携はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、4番目に、家族へのサポート及び認知サポーターの認定数について質問をいたします。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員のご質問の6番目、行方不明者の現状と対策についての1点目、岩出市における成人、乳児、児童等未成年の行方不明者はどうか。につ

いてでございますが、岩出市として把握している行方不明者はございません。

それから、母子健康手帳発行数と出生届、その後の人数把握等の調査をしているかというところでございます。母子健康手帳を交付した方の中には、いろいろな事情で転出された方なんかもございますし、突合まではしてございません。出生届をもとに、生まれ月別に各種乳幼児検診等の対象者に個人通知しているため、受診者の把握及びその後の対応はできているものと考えてございます。

また、未受診者が出た場合の対応でございますが、電話や手紙による連絡、保健師の家庭訪問等を行い、不明な場合には、警察署に連絡することとしてございます。

2点目の認知症と思われる人数、その他の内訳はどうか。についてでございますが、認知症の方、認知症以外の方を含め、岩出市として把握している行方不明者はございません。

3点目、行政と警察の連携はどのようになっているか。についてでございますが、岩出警察署が保護した身元が判明しない迷い人及び身元不明の死亡人については、連携しながら対応しているところでございます。

また、徘徊などで行方不明となった認知症の人等については、岩出警察署から連絡を受け、市内放送を行うなどで対応してございます。今般、和歌山県警本部から和歌山県を通じて各市福祉事務所宛に、身元が判明しない迷い人発見、保護時における警察署への通報についての依頼があったところであり、岩出警察署とさらなる連携強化に努めてまいります。

4点目の、家族へのサポート及び認知サポーターの認定者数はどうか。でございますが、岩出市では、認知症家族の支援としまして、介護者同士が交流し、意見交換することで、介護の知識を得たり介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、認知症家族の交流会を実施してございます。

また、認知症サポーター養成講座においては、平成26年5月末現在、450名のサポーターを養成してございます。

以上です。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員ご質問の6番目、行方不明者の現状と対策についての1点目、岩出市における成人、乳児、児童等、未成年者の行方不明はどうか。の児童生徒についてお答えいたします。

本市の児童生徒で行方不明者はおりません。

以上です。



○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 認知サポーターの件ですが、450名おられますということでありました。この研修カリキュラムですね、これについて、これに沿って講習を受けてされているのか、1点お聞きしたい。

それから、認知症の方の問題で、福岡県大牟田市のモデルがあるんですが、各地方自治体でも、この大牟田市の取り組みについて非常に関心を持っておりまして、そのキャッチフレーズは「安心して徘徊できる町」、安心して認知症の方が徘徊できる町をつくっていきましょうということで、2004年からスタートをして、実態調査に当たっているわけでありましたが、今日、認知症の方は、この前も新聞報道等に出ておりましたが、全国で800万人、行方不明者が9,600人、そのうち死亡者が351人ですね。人知れず失われている命が多くあります。

その行方不明者の死亡者のうち、1キロ以内で50%の人が死亡しているという実態になっております。2035年には、ひとり住まいの方が760万人、統計では推定されるということでありまして。

認知サポーターに関して、大牟田市では、中高校生、若年のいわゆる児童ですね、そういう人たちもそのサポーターの中に入って、現在85名の方がサポーターとして認定をされてるという取り組みをされとるんですが、岩出市においては、そういう中高校生を対象にした認定も、ひとつ考えるべきではないかと思っておりますが、それについてのご見解をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーターについてのその養成のカリキュラムの件でございます。市のほうでは、国が定めてございます認知症サポーターと養成事業実施要綱に基づき実施してございます。研修時間はおおむね90分となっております。カリキュラムは、認知症の基礎知識、これは認知症とは何か、認知症の症状とは、早期診断、治療の重要性、そういったことについての学習が60分、認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできることといったことで、30分となっております。

それから、大牟田市の取り組みのお話がございます、大牟田市のほうでは中高生に対してもサポーターの養成をされていると、こういうことがございます。本市としてしないのかということがございます。これにつきましては、現在、市のほう

で実施してございますサポーターの養成講座につきましては、特に、年齢制限等を設けてございませんので、受講することは可能かと思えます。ただ、開催時間等につきましては、ちょうど学生、勉強の時間ということで参加ができないということもございます。

今後につきましては、やはり大人から子どもまで、やはり認知症への理解を深めていただくことは、非常に大切なことであると、このように考えてございます。当面は、大人を対象として開催していく予定でございますけれども、幅広い理解を求めていくことも重要であることから、中高生向けの講座の開催時期や時間帯についても検討していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 時代認識についてお聞きをしたいと思います。

これは市長のほうにお聞きをしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いいたします。

まず第1点は、憲法解釈によって変更されようとしている集団的自衛権行使について、中芝市長のお考えをお聞かせください。

通常国会が6月22日、閉会しておりますが、この国会においては、集団的自衛権の行使の問題について、安倍総理が私が最高責任者だということで解釈改憲を強行しようとしているのであります。

私は、これらの行為については、憲法を順守すべき憲法第99条の立場から言って、全く言語道断の言動を繰り返しておるわけですが、これについて、市民の命と暮らしを守る立場から、集団的自衛権について、今の動きについて、中芝市長が岩出市民に率直にどういうお考えなのか、まず第1点お聞きをしたいと思います。

それから、2番目の大飯原発再稼働についてであります。

5月21日に、福岡地裁において、裁判官の3名の合議によって大飯原発3号並びに4号の運転再開差しとめ判決が出されました。この判決文の内容については、市長も読んでいただいていると思うんですが、まさしく画期的な人間味あふれる旨の訴えに非常に感動をいたしました。

その第1は、その理由として、人格権は憲法上の権利であり、我が国の法制化に

においてこれを超える価値を他に見出すことはできない。

2番目に、具体的危険性が万が一でもあるのが判断と対象とされるべきであり、この判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えます。さらに、本県原発にかかわる安全基準及び設備は、いかなる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立つ脆弱なものであると認めざるを得ない。

その上で、国の富を流失、喪失すると言うべきではなく、豊かな国土と、そこに国民が根をおろして生活していくことが国豊であり、これを取り戻すことができなくなるのが国豊の喪失であるとして、今回の福島原発の大飯原発の再稼働については、すべきでない判断をされたのであります。裁判官として、三権分立に司法が生きてると強く感じたわけではありますが、今回の判決に対して、中芝市長についての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、福島県の発生している甲状腺がん及び疑いの子どもが75名、この現実について、中芝市長はどのようにお考えがあるのか、お聞きをしたいと思います。

ある女性の、10代の女性の方がこのように述べております。「私の姉の母乳からストロンチウム90とセシウム137が出た。この母乳を子どもは飲んでいた。そのことを人に言うと、不安をあおると言っていて、周囲の者からみんなから非難される。病院に行っても心配し過ぎだと言われる。誰も私の話を聞いてくれない。放射能より人間のほうがよっぽど恐ろしい。」と、このように10代の女性が言っているわけですが、今日、福島原発が爆発してから、放射能、小出先生の話では、広島原発の160倍の放射能が、この日本の空に降り注いだと言われておるわけでありまして。今後、ますます児童の甲状腺がん、疑いが増大することは明らかであると言われておりますが、それらも含めてご見解をいただきたいと思っております。

それから、4番目に、原発事故は終息してないと私は思っておりますが、その上で、原発事故に関連して、自殺者が急増しているということが報道をされております。私も、先日、福島から来られた椎名さんとの話でお聞きをしたんでありますが、昨年末、原発に関連して死者は1,600人で、地震や津波による直接死を上回っているという実態が今出てきております。これらの問題について、中芝市長はどのような感想をお持ちなのか、この見解の昨年の県内の自殺者が23名、前年と比べて約10名ぐらいふえているこの実態ですね。仮設住宅において生活をして、不自由な生活をされているこの現状を見て、この現実を直視していただいて、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員7番目、時代認識についての一般質問にお答えいたします。

さきの3月議会において、国政に関する事項については、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、全国市長会を通じて対応していることから、個人的な見解を議会本会議においてお答えする考えはない旨、答弁をしております。このことを前提として答弁をさせていただきます。

1点目の、集団的自衛権行使の問題については、国政に関する事項であり、2点目の大飯原発の福井裁判所の判決については、地元住民から関西電力に対する訴訟であり、福井地方裁判所の司法判断でありますので、個人的な見解はお答えする考えはありません。

3点目の、甲状腺がん、4点目の自殺者対策については、原発事故から3年以上が経過したにもかかわらず、今なお、多くの住民が放射線の健康影響等に対する不安、長期にわたる避難生活など、困難な状況に置かれていることは明白であり、国において原発事故の早期収束に向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むべきであることから、全国市長会において、甲状腺検査について検査結果の客観的な妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること、原子力災害による放射線に対する健康不安の解消や避難者の早期帰還を促進するため、学校施設における空調設備の整備に対する財政措置を充実することなど、住民の健康確保の観点から要望するとともに、自殺対策については、直接触れておりませんが、災害援護資金貸付制度の拡充、被災者生活再建支援金の拡大、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金免除措置等、被害者の生活再建支援の観点から、さまざまな要望をしているところであります。

以上であります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市長、今答弁をいただきました。余りにも他人事みたいに考えられてるんかなと思うんですけども、大飯原発3、4号機ですね、これは判決の内容見ますと、和歌山は250キロ圏内に入るわけでありまして。もし、あそこで事あれば、この和歌山県岩出市も放射能に被曝という事態になるわけでありましてから、その大飯原発の問題について「司法の判断だから、私は個人の見解は述べない。」という今

ご答弁をいただきましたが、個人の見解ではなくて、私は岩出市民の命と暮らしを守る、生命を守る岩出市長であるわけですから、個人ではないわけです。公の公人なんですね。だから、市長としての見解を求めておりますので、それについても再度答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 福井地方裁判所の判決については、議員ご指摘のとおり、人格権を優先したとしたことで、再稼働を差しとめるという判決であることは認識しております。原発事故・子ども・被災者支援法が成立していることから、国の責任において健康対策や生活再建等、さまざまな課題について一日も早い解決を望むものであります。岩出市といたしまして、引き続き全国市長会を通じて要望をしております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 集団的自衛権のことについて、再度、お聞きをしたいと思うんですが、集団的自衛権については、これ、前の法制局長官の坂田さん、これは和歌山出身の方であります。その方が、今の安倍総理の解釈は、まともな理屈ではないということで、批判をされております。この見解について、集団的自衛権は何をするかというところ、他国に日本人が行って、人を殺す行為をするわけでありまして。積極的平和主義と言いながら、現実には、戦前の状態に戻していこうということでありまして、これについての、これがもし、さらりとなれば、岩出市民が戦争に駆り出されるという事態になるわけですから、これも市長としての見解をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 先ほどから申し上げているとおり、国政に関する事項については、個人的見解は、お答えできません。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、水道料金についてお聞きをしたいと思います。

水道料金の負担金とあわせて水道料金の関係であります。現在の岩出市条例によれば、使用した水量に対し料金を納めるということであれば、一面理解はできるんであります。20立米以下を全て切り上げて、使用していない水道料まで一律に

2,160円、今年度から請求して徴収をするということになっております。

公文書請求によって岩出市の回答を求めたところ、26年1月現在、20立米未満のものが2,817栓ですね、世帯といってもいいでしょうけれども、そういう2,800人から20立米を使っていないにもかかわらず、一定料金として2,100円、このときは2,100円であります。徴収をされていると。こういう不合理性を私は理解できないんであります。今後、岩出市としてこの問題についてどうされるのか、お聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 8番目の、水道料金の2点目の使用水量に応じて徴収するよう求めるというご質問にお答えいたします。

現在、岩出市においては、2カ月あたり20立米まで基本使用水量として一律に料金設定をいたしてございます。いわゆる、基本使用水量制をベースといたしまして、料金体系を構築してございますが、これは、県下でも多くの自治体で採用している料金制度でございます。

日本水道協会発行の平成23年度水道統計によりますと、和歌山県下の25事業体のうち、22事業体で基本使用水量制を採用しており、そのうち19事業体が基本使用水量を20立米といたしてございます。なお、和歌山県下におきましては、全ての事業体が基本料金制を採用してございます。基本料金を徴収していない事業体はございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 県下の動きについては、私も承知をしております。だから、使用していない水道料金を逆に20立米未満を一律に切り上げをすると、各節水、一面では節水と言いながら、5立米あるいは10立米、あと残り10立米は、いわゆる使わなくても基本料金として徴収される。10立米を、そしたら使い放しにしたらええやないかと、逆の効果が市民の間では言われているわけでありまして。

だから、現在の一律20立米ではなくして、5、10、15、3段階ぐらいに料金を設定して徴収をするという方法が、より現実的ではないかなと思っております。そのお考えはないのか、それが第1点。

2点目に、これは、最近の20立米未満の使用以下については、一番新しい数値をもしお持ちであれば、ここで答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

基本使用水量を細分化してはどうかということでございます。これにつきましては、日本水道協会発行の平成23年度水道統計によりますと、岩出市における1人1日当たりの使用水量は310リットルとなっております。これを2カ月に換算いたしますと、18.6立米となります。ひとり暮らしのご家庭でも、おおむね20立米程度の使用水量となることから、基本使用水量の設定はおおむね適正であると考えてございます。

したがいまして、現行の料金体系につきましては、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現行制度を維持してまいりたいと考えてございます。

続きまして、最新の20立米以下の数値はというご質問であったかと思えます。

件数については、控えさせていただきますが、25年度の使用水量段階別につきましては、20立米未満で21.55%でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 だから、今ご答弁をいただきました。20立米未満の方が約5分の1おられるわけですね。21.55%というの、そういう人たちの負担軽減を図っていくべきだということを言ってるわけです。

逆に、その先ほども言いましたが、一方で節水、一方で20立米未満を一律に切り上げ、これは相矛盾する制度になってるわけですね。この使用数量について、21年1月現在では2,817栓ということで、これはそんなに大きく前後することはないと思うんですが、その実態であることについては、そのとおりでしょうか。

水というのは人間の命であり、大切なものであります。無駄な水の使用については、一方では私たちはやめるべきでありますし、そういう意味では、現行の岩出市の水道料金徴収については、市民の皆さんから多くの意見が出ております。私も、この際、この問題については異議申立をして、今、和歌山地方裁判所のほうに提訴をしております。裁判をすることで今進んでおりますが、それまでに段階的な取り組みをしていくということになれば、非常に市民の1人として理解できるなというふうに思っているわけでありましたが、それについての答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

約 8 割の方が基本水量以上でございまして、これは、公平性の立場から妥当であると判断いたしてございます。基本使用水量制につきましては、水道施設を適正に維持していくために必要となる経費や、水道の使用の有無にかかわらず発生する固定費の一部を回収し、利用者間の負担の公平性を図る観点から、現行制度を維持してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の 8 番目の質問を終わります。

以上で尾和弘一議員の一般質問を終わります。